

## 山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が支給するひとり親家庭医療費助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 この要綱において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

3 この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

4 この要綱において「養育者」とは、次の各号に掲げるいずれかの児童と同居して、これを監護し、かつその生計を維持する者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
  - (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童
- 5 この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- 6 この要綱において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。
- 7 この要綱において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

#### (対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ひとり親家庭医療費助成事業を行う市町村の区域に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
  - (2) 配偶者のない養育者及び児童
  - (3) 前条第4項各号に規定する児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - (2) 児童福祉施設又は障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者
  - (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
  - (4) 重度心身障害者医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

#### (所得制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としてしない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）が前年（1月1日から8月末日までの間に受給資格を取得する場合にあっては前々年。以下同じ。）において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき。
- (2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得（施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。
- (3) 前2号が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額が零となるひとり親等については、前項第1号の規定は、適用しないものとする。

（補助基準）

第5条 知事は、市町村が対象者の一部負担金を助成した場合は、当該助成金額の2分の1を補助する。

ただし、次に掲げる給付がある場合にあつては、その額を当該助成金の額から控除した額とする。

- （1）医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによる附加給付の額
- （2）他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合はその給付の額

（交付の申請）

第6条 市町村長は、この補助金にかかる申請について補助金交付申請書（様式第1号）を7月末日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）この補助金にかかる事業を中止又は廃止しようとするとき及びその内容を変更しようとするときは、事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業の執行状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業年度終了後5年間保管しなければならない。

（交付の方法）

第8条 補助金は精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 市町村長は、前項の規定により補助金の概算交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（経理状況報告）

第9条 市町村長は、4月から9月までのひとり親家庭医療費助成事業にかかる遂行状況について、経理状況報告書（様式第4号）により10月5日までに、知事に報告しなければならない。

（変更申請）

第10条 市町村長は、この補助金の所要額に変更（補助金の増額を伴わないものを除く。）が生ずる場合は、変更交付申請書（様式第5号）を3月15日までに知事に提出しなければ

ばならない。

(実績報告)

第11条 市町村長は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(年度区分)

第12条 この補助金の交付の対象となる助成金の年度区分は、市町村が助成金の支給をした日の属する年度とする。

(報告及び検査)

第13条 知事は、必要があると認める場合には、市町村長に対し報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による規定は、施行日以後の診療分について適用し、施行日前の診療分の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。